

# 鹿角市まちなかオフィス コネクトオフィス入居者募集要項

鹿角市まちなかオフィスは、情報関連企業の集積を図るとともに、起業・創業支援体制の強化と地域内連携を推進し地域産業の活性化と商店街の賑わいを創出するための施設です。

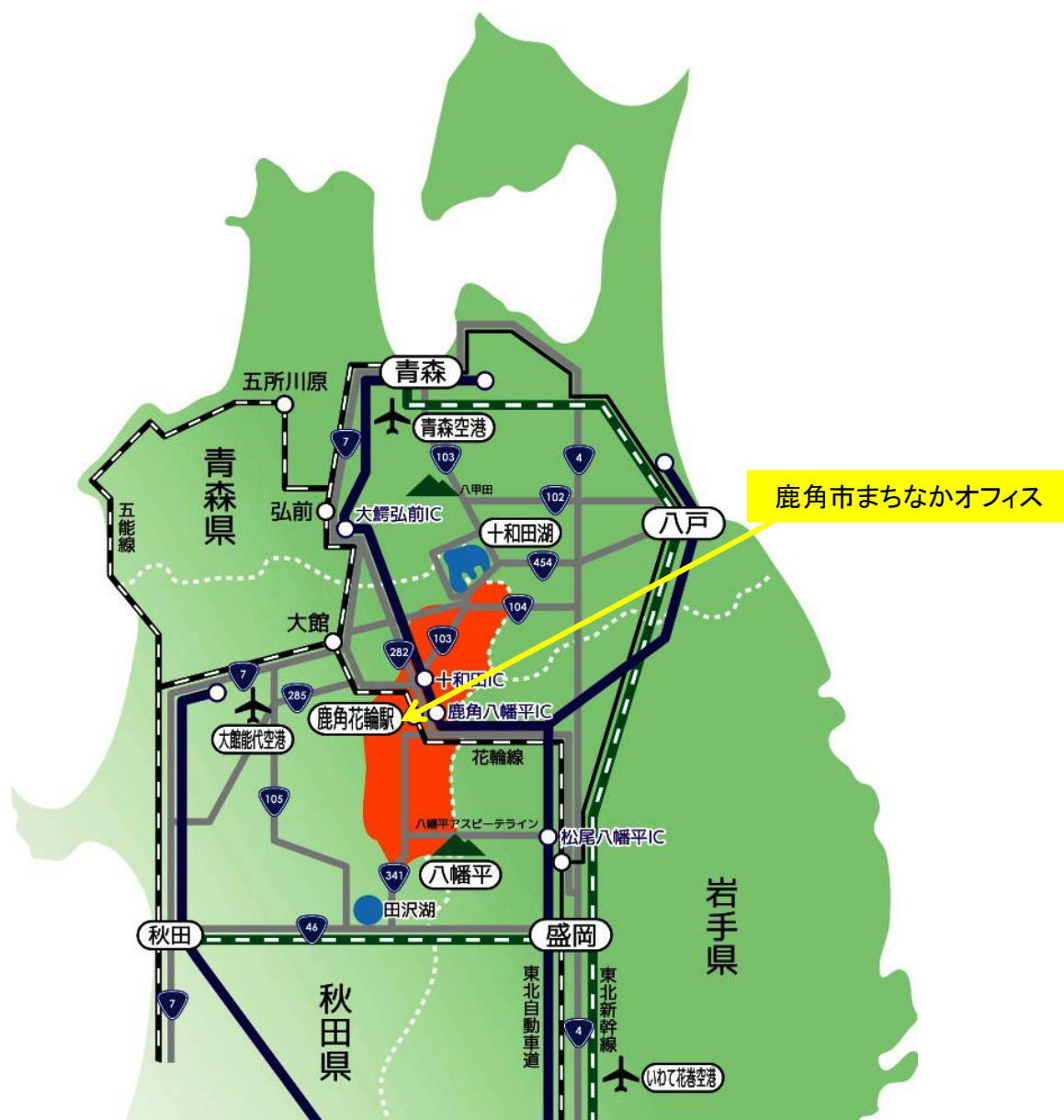
## 1. 鹿角市まちなかオフィスの概要

(1) 名称 鹿角市まちなかオフィス（以下「オフィス」という）

(2) 所在地 秋田県鹿角市花輪字下花輪33番地2

※ＪＲ鹿角花輪駅より約650m

※東北自動車道鹿角八幡平ＩＣより約4.0Km



### (3) 建物概要等

|       |                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構 造   | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建                                                                            |
| 延床面積  | 1階 1,384.10m <sup>2</sup><br>2階 202.06m <sup>2</sup>                                        |
| 施設内容  | ①事務室<br>②レンタルオフィス（2 部屋）<br>③コネクトオフィス（3 部屋）<br>④コワーキングスペース<br>⑤サポートルーム<br>⑥研修室<br>⑦会議室（2 部屋） |
| 駐 車 場 | 一般駐車場（オフィス前）34台<br>入居者用駐車場（道路を挟み北側）48台                                                      |

### (4) 開館時間等

- ・レンタルオフィス及びコネクトオフィスは年中無休（24時間）
- ・コワーキングスペースは午前9時～午後9時（土日祝日も利用可）  
※事前の利用者登録が必要です。
- ・その他の施設は平日の午前9時～午後6時（土日祝日は利用不可）

### (5) 入居募集施設

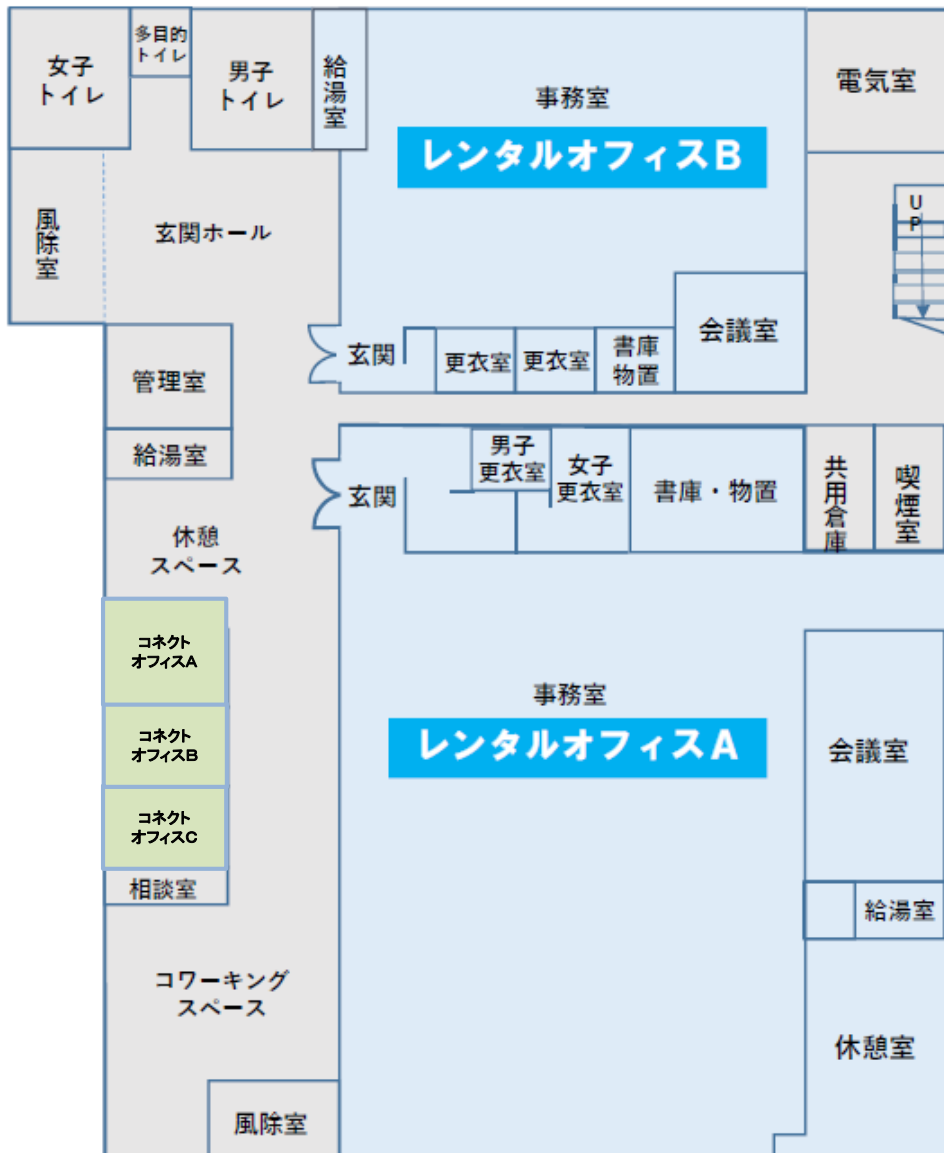
| 室名        | 面積                  | 使用料（月額） | 備考        |
|-----------|---------------------|---------|-----------|
| コネクトオフィスA | 16.78m <sup>2</sup> | 10,000円 | 令和7年12月以降 |

※市外在住者、市外に住所を置く企業等が鹿角市に転入、進出して使用する場合は、入居期間（3年間）使用料は無料です。

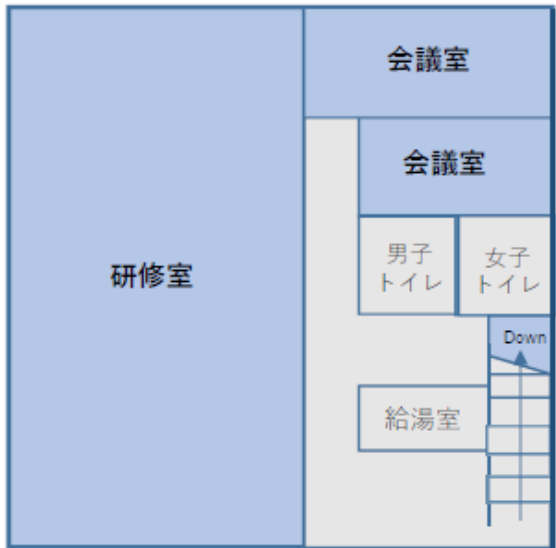
※駐車場代を含む共益費は使用料に含みます。

(6) 施設レイアウト

1 階



2 階



## 2. 入居要件

以下に該当するもので、事務室としての利用を基本とします。

- ①農林漁業、保険・金融業、風営法の許可又は届出が必要な業種以外の業種
- ②創業を計画しており施設の使用を開始する以後1年以内に事業を開始する者
- ③創業後1年以内の個人若しくは法人
- ④市外に本社または事業所を有し鹿角市に進出する企業で、情報サービス業または新産業に該当する事業を営む法人
- ⑤都道府県税及び市区町村税を滞納していないこと

## 3. 入居期間等

(1) 入居期間は、入居を許可した日から3年以内です。

(2) 退去時

使用期間満了又は事業状況により退去される場合は、入居者の負担により原状回復をしていただきます。

(3) 途中退去

使用許可期間内であっても、以下のような場合には退去いただくことがあります。

- ・虚偽申請等不正な行為により入居の許可を受けた場合
- ・使用許可条件に違反したとき
- ・施設の管理上支障が生じたとき

## 4. 公募期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月24日（金）

※追加公募する場合があります。

## 5. 申請方法

(1) 提出書類

- ・鹿角市まちなかオフィス使用許可申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2-1号）※市外から進出する法人  
〃（様式第2-2号）※上記以外の個人、法人
- ・都道府県税及び市区町村税の滞納がない証明書

(2) 提出方法

鹿角市役所産業部産業活力課へ持参又は郵送で提出してください。

※郵送の場合は、令和7年10月24日（金）までに必着としてください。

## 6. 入居者の審査・決定

入居者の選定にあたっては、鹿角市が設置する入居審査委員会にて対面審査若しくはオンライン審査（プレゼンテーション及びヒアリング）とさせていただきます。

対面審査の実施日は、令和7年11月～12月に行いますが、詳細については後日連絡させていただきます。

なお、審査結果は、選定後、速やかに通知します。

## 7. その他

### (1) 入居準備等

入居開始日前から準備は可能ですが、機器材や備品等の搬入日は、後日電話等にて連絡させていただきます。

### (2) 使用料の納付時期等

使用料の納付は、使用する月ごとに前月末日までに納付していただきます。使用開始日が月の途中である場合は、日割計算により算定します。納付方法については、市が送付する納入通知書又は振込みによりお支払いいただきます。

## 8. 問合せ先及び書類の提出先

〒018-5292

秋田県鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

鹿角市産業部産業活力課商工振興班

T E L 0186-30-0250

F A X 0186-30-1515

E-Mail [shoukou@city.kazuno.lg.jp](mailto:shoukou@city.kazuno.lg.jp)